

浜田市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 66 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市街地において、公道沿いに生垣、花壇及び庭園(以下「生垣等」という。)を設置し、又は公道沿いのブロック塀等(公道からの眺望を遮る構造の物をいう。以下同じ。)を除去する者に対し、その施工に要する費用の一部を補助することにより、緑と花が豊かな沿道の整備の推進を図り、もって安らぎと潤いがあり自然と共生するまちづくりに資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成 17 年浜田市規則第 56 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者(国、地方公共団体その他これに準ずる団体を除く。)とする。

- (1) 補助の対象となる敷地(以下「補助対象敷地」という。)において行う建築行為(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する確認の申請を必要とする行為をいう。)に伴い、当該補助対象敷地の公道から家屋の当該公道側の壁面までの間の部分(法第 42 条第 2 項に規定する道路の境界線から当該道路までの部分を除く。次号において「補助対象部分」という。)に生垣等(生垣又は花壇の基礎部分に構造物(公道からの眺望を遮る物に限る。)を設ける場合、その高さがおおむね 0.7 メートル以下の物に限る。次号において同じ。)を設置する者
 - (2) ブロック塀等が設置されている補助対象敷地において、当該ブロック塀等の除去に併せて補助対象部分に生垣等を設置する者
 - (3) ブロック塀等が設置されている補助対象敷地において、既に設置されている生垣等(その大部分が公道に沿った場所に設置されているものに限る。)が公道から眺望できるように当該ブロック塀等を除去する者
- 2 前項の規定にかかわらず、生垣(前項第 1 号に規定する構造物を含む。)の高さが 1 メートルを超える場合は、当該生垣の後方に設置されている花壇及び庭園は、補助の対象としない。

(補助要件)

第 3 条 補助の対象となる生垣等、ブロック塀等及び補助対象敷地の要件は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(補助金額等)

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 に掲げる基準により算出した額(補助金額の合計額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。た

だし、生垣等の設置又はブロック塀等の除去それぞれ1回当たり10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緑と花の沿道推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を事業の実施前14日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、生垣等の設置又はブロック塀等の除去それぞれ1敷地当たり1回を限りすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助の可否を決定し、緑と花の沿道推進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに緑と花の沿道推進事業実績報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査及び実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、緑と花の沿道推進事業補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、緑と花の沿道推進事業補助金交付請求書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(適正管理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、少なくとも5年間、当該補助事業に係る生垣等の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱(平成14年浜田市告示第34号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月26日告示第189号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	補助要件
生垣	延長(複数の場所に設置されている場合にあつては、その合計の長さとする。以下この条において同じ。)が3メートル以上又は面積(複数の場所に設置されている場合にあつては、その合計の面積とする。以下この条において同じ。)が2平方メートル以上であること。
花壇	植栽部分の面積が2平方メートル以上で、花を主体に構成されていること。ただし、可動できるものを除く。
庭園	植栽部分の面積が3平方メートル以上で、複数の樹木又は地被植物を主体に構成されていること。
ブロック塀等	延長が3メートル以上、高さが0.7メートル以上であること。
補助対象敷地	用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいう。)内に存する幅員1.8メートル以上の公道に面する敷地(公道と敷地に高低差がある場合は、高低差が1メートル以下のものに限る。)であること。 この事業の目的に沿った建築協定(法第69条に規定する協定をいう。)が締結されていること。

別表第 2(第 4 条関係)

(平 19 告示 52・全改)

補助対象経費	基準額	
生垣の植栽(1列植え)に要する経費	樹高 0.5m 未満	1m 当たり 2,000 円
	樹高 0.5m 以上 1.0m 未満	1m 当たり 2,800 円
	樹高 1.0m 以上	1m 当たり 5,400 円
	玉物	1m 当たり 3,700 円
生垣の植栽(寄植え)に要する経費	樹高 0.5m 未満	1m ² 当たり 6,800 円
	樹高 0.5m 以上	1m ² 当たり 9,200 円
	玉物	1m ² 当たり 9,500 円
花壇の植栽に要する経費	1m ² 当たり 6,700 円	
庭園の植栽に要する経費	申請者から提出された見積書、支払明細書等により市が算定した額の 1/2 の額	
コンクリートブロック塀の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1m 当たり 3,700 円	
板塀、フェンス等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1m 当たり 1,100 円	
上記に該当しないもので市長が必要と認めるもの	実情に応じて市が算定した額の 1/2 の額	

備考 基準額は、消費税及び地方消費税が含まれた額とする。